

<2026年度>

携帯電話校内持ち込みについて

町田市立鶴川中央小学校

校長 ○○ ○○

児童の安全確保のため、今年度やむを得ず携帯電話の校内持ち込みの必要がある場合には裏面の約束書の提出をお願いします。

約束書をよくお読みになり、ご了解の上 署名捺印をしてご提出ください。

なお、他の児童の興味関心を刺激しないために、携帯電話を持ち込むことを他言しないようにお願いいたします。

この約束書は今年度のみ有効です。来年度は学年やクラスが変わりますので、再度新しい用紙を提出していただきます。

携帯電話校内持ち込みに関する約束書

- 1.ネット被害についてよく理解し、子どもを被害から守ります。
- 2.学校のきまりでは携帯電話を校内に持ち込む場合は許可が必要であることをよく理解し、子どもに校内ではランドセルから出させません。
- 3.携帯電話は、保護者の責任において持たせますので、紛失等の事態が起こっても学校が関与しないことを了承します。
- 4.緊急のための利用を目的としていますので、それ以外の安易な理由では、使用させません。
- 5.校外であっても、友達のいる所や歩きながら使用しないなどのマナーを守らせます。
- 6.以上の約束が守れないときは、携帯電話の持ち込みを中止します。

以上の約束を守ります。

年　　月　　日

児童氏名_____ (　　年　　組)

保護者氏名_____ 印